

広島県告示第千二百三三号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十九年十二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

井野口病院	名 称	東広島市西条土与丸六丁目一番九一号	所 在 地	平成三十二年二月二二日	効力を有する期限	更新	備 考
-------	-----	-------------------	-------	-------------	----------	----	-----